

「アクション ZERO ～長崎ゼロ災 6 か月運動～」実施要綱

1 趣旨

長崎県内では、1 年間に 1,600 人近くの労働者が休業 4 日以上労働災害（コロナ関連の労働災害を除く）に被災しています。

年間所定労働日数を 250 日とすると 1 日に 6.4 人の割合で被災していることになります。このうち、不幸にも労働の現場で命を落とされる方も後を絶たない状況にあります。

労働災害は、本人は言うに及ばず、大切な家族も苦痛にさいなまれ、会社にとっては大切な労働力を失うばかりか、社会的責任を問われることにもなりかねません。

労働災害を起こさないようにするためには、労働災害の原因となる「人の不安全行動」や「物の不安全状態」を取り除く必要があります。そのためには、安全ルールの順守、安全衛生知識の付与、万に備えての訓練の実施、機械設備の安全化、日頃の安全点検が必要です。

そこで、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現するため、労働災害ゼロを目標として「アクション ZERO～長崎ゼロ災運動～」と題した事業場参加型による労働災害防止の取組を展開していくものです。

また、令和元年度までは「3 か月運動」として 5 回にわたり取り組んでいましたが、労働災害防止の取り組みをさらに発展させるため、令和 2 年度より「6 か月運動」として取り組んでいます。

更に、社会福祉施設、小売業など第三次産業における労働災害が増加傾向にあることから、令和 3 年度より、当該業種の事業場に対して本運動への参加勧奨に積極的に取り組んでいます。

※「アクション ZERO」とは… 各事業者、労働者及び長崎労働局（各労働基準監督署）が協力して、究極の目標である「労働災害ゼロ（ZERO）」に向けて取り組む事業場参加型の安全活動（アクション）のことです。

※「長崎ゼロ災運動」とは…各事業場において、労働災害ゼロの達成に向けて 6 か月間取り組むものです。

2 目標

事業場トップ等による「安全衛生宣言」により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、6 か月間の労働災害ゼロを目標とします。

また、建設現場においては、当該期間内の労働災害ゼロを目標とします。

3 目標の達成

6 か月間の労働災害ゼロの目標を達成した参加事業場で希望する場合には、「6 か月無災害達成証」を、また、建設現場においては「無災害達成証」を交付します。（ここでいう「労働災害」には、障害のない不休災害及び通勤災害を含みません。また、製造業及び建設業等の事業場で同一構内、工事現場内において関係請負人等の労働者が混在して作業を行っている場合は、当該労働者の労働災害もゼロにする必要があります。）

4 運動期間

7 月 1 日 ～ 12 月 31 日までの 6 か月間

※参加申込期間：5 月 20 日～10 月 31 日

5 運動の推進者等

実施者 各参加事業場

主催者 厚生労働省長崎労働局、各労働基準監督署
賛同団体(順不同)

- ・一般社団法人長崎県労働基準協会
- ・建設業労働災害防止協会長崎県支部
- ・一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会
- ・一般社団法人長崎県警備業協会
- ・全国造船安全衛生対策推進本部長崎支部
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長崎県支部

6 運動への参加方法等

(1) 参加者の資格

参加者の資格は、長崎県内に所在する事業場（事務所、工場、支店、営業所等）を原則とします。
なお、建設業の事業場は、現場単位で参加できるものとします。ただし、運動期間中に工事を施工（期間内で1月以上）している建設現場に限ります。

(2) 参加条件

参加事業場は、「アクション ZERO～長崎ゼロ災運動～」に参加していることをPRすること。
例）ポスターの掲載、名刺へのロゴマークの印字、工事看板への印字等

(3) 参加費

本運動の参加費は無料です。ただし、上記PRの費用は参加事業場の負担となります。

(4) 参加方法

参加希望事業場は、長崎労働局HP内の専用サイト等よりWEB入力にて申込みください。

なお、建設現場においては、期間内で参加者の資格を満たしていれば、随時参加可能です。

(5) 参加事業場の結果報告

参加事業場は、運動期間終了後、結果を「結果報告書」に必要事項を記入のうえ、翌年の1月20日までに長崎労働局HP内の専用サイト等よりWEB入力にて報告してください。

なお、建設現場においては、期間内に工事を終了した際は、随時、結果報告書の提出が可能です。

(6) 「アクション ZERO ～長崎ゼロ災運動～」6か月無災害達成証及び無災害達成証（以下、「達成証」という。）の交付等

① 長崎労働局長は、結果報告書を提出し、上記2の目標を達成した参加事業場に対して達成証を交付します。

また、達成事業場の下承を得た上で、局ホームページに達成事業場名を公表します。

② 達成証交付後に結果報告書と異なる事実（労働災害の発生等）が判明した場合には、達成を取り消し、達成証を返還していただきます。

(7) 参加事業場の実施事項

参加事業場は、必ず運動開始時に事業場のトップから労働者に対して「安全衛生宣言」を行い、次の事項を参考に労使一体となって、安全衛生管理活動を活性化するとともに、職場のリスク低減のための取組を積極的に実施し、目標達成を目指してください。

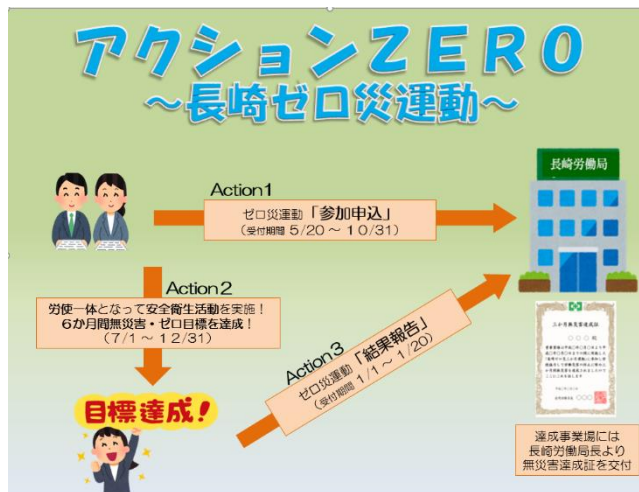
- ① 安全衛生管理体制の整備
- ② 年間の安全衛生計画の作成、職場の安全衛生改善提案制度の実施
- ③ リスクアセスメントの実施
- ④ 機械・設備の安全化、作業環境の改善等による快適な職場づくり
- ⑤ 転倒災害防止の取組
- ⑥ 作業方法・作業姿勢等の見直し
- ⑦ 安全衛生教育の実施
- ⑧ メンタルヘルスケアの取組
- ⑨ 過重労働による健康障害防止対策の実施、健康の確保増進対策の実施
- ⑩ 労働災害防止の啓発等の行事
- ⑪ 交通労働災害の防止
- ⑫ 家庭での安全対策の実施に係る啓発等
- ⑬ 独自ゼロ目標達成に向けた取組等

7 主催者の実施事項

- (1) 本運動についての広報及び参加の勧奨を行う。
- (2) 災害事例の収集及び公表等を行う。
- (3) 本運動を推進するために必要な資料等の作成及び配布等を行う。
- (4) 「参加申込書」の受付及び取りまとめを行う。
- (5) 「結果報告書」を審査し、目標を達成した事業場の取りまとめを行う。
- (6) 長崎労働局長は、目標を達成した参加事業場に対して認定証の交付を行う。
- (7) 長崎労働局は、本運動全体の推進、取りまとめ及びホームページでの公表等を行う。

8 その他

(1) 「アクションZERO ～長崎ゼロ災運動～」の流れ



(2) 事業場トップ等による「安全衛生宣言」の例

(例1)

我が社において、昨年〇〇件の労働災害が発生しました。

「人命尊重」を基本として取り組んできましたが、このような結果となったことを非常に残念に思い、ここに深く反省する次第であります。

そもそも、労働災害はあってはならないものであることを従業員一同深く認識していく必要があると思っています。

元気に出社してこられた皆様に仕事が終われば元気な姿で御家族の待つ家庭に帰ってもらうことが私の大切な任務と思っています。

そのために、我が社は本日、長崎ゼロ災運動のスタートを宣言することとし、これを契機として従業員の皆様と一体となり、次のことに取り組んでいきます。

- 1 安全と健康確保は、良好なコミュニケーションのもとに実現されとの認識に立ち、従業員との協議を尊重します。
- 2 労働安全衛生法令を遵守するとともに、必要な自主基準を設け、管理レベルの向上を図ります。
- 3 生き生きと快適に働ける職場を形成します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇会社〇〇工場 工場長 〇〇 〇〇

(例2)

〇〇は経営理念に基づき、

「安全はすべてに優先する」の認識のもと、経営に関する企業の社会的責任を果たし、品質の向上を目指すため、全従業員一丸となって安全活動を推進する。

安全方針

安全宣言に基づき次の方針を定め、安全活動を推進する。

- 1 〇月〇日を我が社の「安全の日」と定め、安全大会を実施し、全従業員の安全意識の高揚と無災害活動の推進を図る。
- 2 関係法令と社内規程・基準を遵守し、従業員の安全を確保する。
- 3 従業員の健康確保・増進を図るため、健康指導・運動指導・栄養指導等により実年齢の〇歳若返り運動を展開する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇会社〇〇工場 工場長 〇〇 〇〇

(3) 「アクションZERO」のロゴマークについて

「アクションZERO」のロゴマークがありますので、御活用ください。
ロゴマーク使用時は、使用取扱規程に留意してください。



「アクションZERO」ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「アクションZERO」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 長崎労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあると認められる場合。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれがあると認められる場合。
- 三 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれがあると認められる場合。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体、反社会的勢力を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれがあると認められる場合。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であると認められる場合。

(使用の中止等)

第3条 ロゴマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、長崎労働局長はその使用を差し止めることができる。

附則

この実施要綱は、平成27年11月30日より施行する。
この実施要綱は、令和2年4月10日より施行する。
この実施要綱は、令和4年4月20日より施行する。
この実施要綱は、令和5年4月12日より施行する。
この実施要項は、令和6年4月1日より施行する。

長崎労働局長